## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月17日

秋田市長 穂 積 志

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所 在	地番	林班	小班	枝番	面積 (ha)	経営管理 権の終期
集251	秋田市河	37	38	42	0	0.18	2025. 5. 18
	辺大沢字						(2年)
	治郷沢						

## 2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市のホームページ

(https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html)

3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権 がそれぞれ設定される。